

様式

第3期福津市障がい者計画・第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	市（実施機関）の考え方
1	<p>1-①障がい児の入園について 医療的ケアの特に必要のない脳性麻痺の未就学児は、健常児と交流することで刺激を受け成長が促されることもあるが、現行のシステムでは通常の保育園や幼稚園の入園が難しい。入園のための支援が必要。</p> <p>1-②障がい児（未就学児）は、健常児と交流することで刺激を受け成長が促されることもある。週に数時間でも時間保育などが受けられる仕組みが必要。</p>	<p>① 市が行っている障がい児の入園のための施策として、「特別保育事業等補助金（障害児保育事業）」があります。これは障がい児を受け入れ、保育士等を加配した場合に、その人件費の一部を補助する制度です。これを福津市障がい者計画に記載します。（第4章分野別施策の展開：5-（1）「障害児保育事業」を追記。）なお、障がい児を受け入れている私立幼稚園に対しては、福岡県が経費の一部を補助する事業を行っています。</p> <p>② 障がいのある子もない子も共に遊べる場所として、子育て支援センターの「なかよしルーム」があります。また、「子どもの広場」といって、通園していない子どもとその保護者を対象に、楽しい催しを行っている保育所・幼稚園もあります。障がい者施策としての実施ではないので、障がい者計画には記載していません。</p>
2	<p>2-①こども課と子育て世代包括支援センターと福祉課、就学においては学校教育課の連携について こども課、子育て世代包括支援センター、福祉課、学校教育課と課が分かれているが、課の横断的な対応や連携はできているのか？</p> <p>2-②障がい児の総合相談窓口の創設について 障がい児を養育している養育者の対応は、担当課が分かれていることで、複雑かつ困難になる場合が多く、総合的支援ができる窓口の創設が必要。</p>	<p>① 子育て世代包括支援センターは、乳幼児健診等で言葉や行動面などに課題がある児や保護者の困り感や育てにくさを早期に発見し、のびのび発達支援センターや保育所、幼稚園等の関係機関と連携して対応しています。のびのび発達支援センターは個別相談を行い、必要な療育指導や障がい児福祉サービスを案内し、福祉課につなげています。学校教育課との連携は、のびのび発達支援センター、子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園が学校と情報共有を行い、必要な支援が児童に行き届くように努めています。福津市障がい者計画に記載していませんでしたので、記載します。（第4章分野別施策の展開：5-（1）「具体的な施策」に追記。）</p> <p>② 障がい児に特化した相談窓口ではありませんが、初期相談として子育て世代包括支援センターや福祉課が窓口となり、必要に応じて関係機関につないでいます。第3期福津市障がい者計画では、障がいのある方に特化した総合的・専門的な相談支援の窓口である基幹相談支援センターの設置について記載済みです。（第4章分野別施策の展開：2-（1）基幹相談支援センターの設置を記載済み）</p>

3	<p>3-①身体障がい児の支援について心身の発達上心配のある子どもについては、「のびのび発達支援センター」で早期療育を実施と記載されているが、身体障害児は市外の施設で療育やリハビリテーションを受けている。のびのび発達支援センターで、希望する方すべての障がい児に療育指導を対応する予定なのか？</p>	<p>① ご指摘のとおり、身体障がい児の療育やリハビリテーションは、市外で実施されています。「心身の発達上心配のある子どもについては」という言葉を「子どもの発達に不安を抱える家庭への支援のために」に修正します。また、のびのび発達支援センターの基本的な事業は「相談事業」ですので、「療育指導」という言葉を「個別相談・療育指導」に修正します。のびのび発達支援センターでは、個別相談を行い、必要な療育指導や障がい児福祉サービスをご案内しています。(第4章分野別施策の展開:5-(1)「心身の発達上心配のある子どもについては」→「子どもの発達に不安を抱える家庭への支援のために」、「療育指導」→「個別相談・療育指導」に修正。)</p>
4	<p>4-①「保育所等訪問支援」についてののびのび発達支援センターの主な施策として記載されている「保育所等訪問支援」は福祉課が担当する「保育所等訪問支援」と何が異なるのか？ 4-②「園訪問支援」について子育て世代包括支援センターが行っている「園訪問支援」の記載がない。</p>	<p>① のびのび発達支援センターでは、「園訪問支援」という名称を使用していることから、のびのび発達支援センターの主な施策の「保育所等訪問支援」の記載を、「園訪問支援」と記載を改めます。(第4章分野別施策の展開:5-(1)「主な施策」を修正。)なお、のびのび発達支援センターが行う園訪問支援は、「のびのび発達支援センターの専門員」が、園等を訪問し先生に助言等を行います。福祉課が行う保育所等訪問支援は、「障がい福祉サービス事業所の専門員」が、保育所等を訪問し本人や先生に対する専門的な支援や助言を行いながら、集団生活への適応を促進します。 ② 「園訪問支援」は、「こども課」と「子育て世代包括支援センター」が行っていることから、それぞれ記載します。</p>
5	<p>5-①居宅訪問型児童発達支援の記載について就学前療育の充実の主な施策の中に居宅訪問型児童発達支援の記載がない。また就学後療育の充実の主な施策に保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援が抜けている。</p>	<p>① 就学前療育の充実の主な施策に「居宅訪問型児童発達支援」の事業名がありませんでしたので追記します。また「医療型児童発達支援」の記載もなかったことから追記します。同様に就学後療育の充実の主な施策に「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「医療型児童発達支援」がありませんでしたので追記します。(第4章分野別施策の展開:5-(1)主な施策に追記。)</p>
6	<p>6-①保育所等訪問支援の見込み量について保育所等訪問支援の見込み量が少なすぎると感じる。</p>	<p>① 見込み量を算出した令和2年7月時点では保育所等訪問支援の利用者数は少なかったため、その実績を踏まえ、人口当たり利用率を用いて見込み量を算出していました。しかしながら7月以降より利用者数が毎月増加していることから、今年度の実績を踏まえて再度見込み量を算出し、修正します。(第5章障がい福祉計画及び障がい児福祉計画:2-(5)③令和3・4・5年度の保育所等訪問支援見込み量を実績を踏まえた数値に修正。)</p>